

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	令和元年度 定期監査（元監第34号 令和元年7月12日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和元年10月9日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
収入事務 田人ふれあい館使用料に係る収入事務において、使用料の算定が不適切な例が認められた。	令和元年 10月9日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（公文書の適切な保存について）	令和元年 10月9日
2 特定事項（働き方改革の推進に向けた事務の合理化について）	未措置

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>収入事務</p> <p>田人ふれあい館使用料に係る収入事務において、使用料の算定が不適切な例が認められた。</p> <p>※ 田人ふれあい館の施設等を使用する者は、市地域交流センター田人ふれあい館条例第4条の規定に基づき、あらかじめ許可を受けることとされているが、平成30年11月9日の研修室(1)及び研修室(2)の使用にあたっては、プロジェクターを持込みにより使用したにもかかわらず、設備使用に係る申請及び許可がなされておらず、同条例第6条別表2に定める持込電気機器の使用料を加算せずに当該使用料を算定していた。【類例1件あり】</p> <p>(地域交流センター田人ふれあい館)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>田人ふれあい館条例別表(第6条関係)2において、設備等使用料を「持込電気機器については1キロワットにつき100円」また、備考2において、「持込電気機器に係る使用料の算定は、当該電気機器に表示する消費電力に基づき行うものとし(以下略)」とされているところ、平成30年9月19日申請の際、スクリーン使用の記載があるものの、プロジェクターの記載がなく、実際にはプロジェクターを持込みにより使用されたため、当該持込電気機器の使用料を加算して徴収すべきでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘のあった持込電気機器使用料の加算については、同年11月10日も同様の算定誤りがありました。</p> <p>徴収すべき使用料200円について、令和元年8月1日に申請者に算定誤りを説明し、令和元年8月22日に徴収のうえ8月23日に納入いたしました。</p> <p>また、再発防止対策として、受付カウンターに、電気機器持ち込み時の申請について注意喚起の掲示を設置する対応も行ったところであります。</p> <p>今後は適切な事務執行に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項（公文書の適切な保存について）</p> <p>文書整理に伴い各課等から引き継いだ保存文書については、東日本大震災の影響により、本庁舎8階に設置していた行政資料室が使用不可となったことから、旧職員住宅等を活用し、複数の場所に分散して保存している状況である。</p> <p>保存文書が本庁舎以外の複数の場所に分散している状況は、業務の効率化という観点から大きな課題があり、総務部においても、一箇所に集約して保存することが望ましいとの考えから、既存の遊休施設等を利活用することを基本に新たな文書保存施設の検討を行っているものの、その候補地は現在も未定のみである。</p> <p>また、現在多くの文書を保存する旧職員住宅については、1階入口の施錠や窓の板張りなどの対策を講じてはいるものの、防犯性が高いとは言いがたい状況であり、個人情報が含まれる保存文書の安全管理の観点からも課題がある。</p> <p>公文書は、市の保有する情報を市民に説明する責任を果たし、開かれた市政を推進する情報公開制度の基盤となるものであるとともに、多くの個人情報を含むことから、業務効率性の向上と安全性の確保に意を用いて、既存の遊休施設等の利活用以外の可能性も含めた文書保存施設の検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>文書保存施設については、新設による整備についても検討してきたところですが、費用負担の観点から、現在のところ、既存施設の転用等による整備を基本に検討しているところです。</p> <p>引き続き、既存の遊休施設や民間施設の倉庫等の調査や情報収集に努めるとともに、監査委員の意見も踏まえ、業務効率性の向上と安全性の確保に意を用いて、文書保存施設の整備について検討していくこととします。</p> <p>また、保存文書の安全管理を徹底するため、令和元年10月中を目途に、職員が文書保存施設を利用する際の「チェックリスト」を作成するとともに、総務課においても、施設の利用状況に応じて適宜現地に赴き、保存施設の確認を行うなど、十分な安全管理に努めてまいります。</p>